

川辺川ダム事業に関する有識者会議 開催要項

1 趣旨

川辺川ダム事業を巡る諸課題について、様々な専門分野の研究者に、科学的かつ客観的な意見を求めるため、川辺川ダム事業に関する有識者会議(以下「会議」という。)を開催する。

2 組織

- (1) 会議は、知事が委嘱した委員をもって組織する。
- (2) 会議に座長を置き、委員の互選によって選任する。
- (3) 座長は、会議を代表し、会務を総括する。
- (4) 座長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長の指定する委員がその職務を代理する。
- (5) 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 任期

委員の任期は、委嘱の日から平成20年9月30日までとする。

4 事務局

会議の事務局は、熊本県地域振興部川辺川ダム総合対策課及び土木部河川課に置く。

5 その他

この要項に定めるもののほか、会議の運営等に関して必要な事項は、座長が会議に諮って定める。ただし、会議に諮る時間がないなどやむを得ない場合は、この限りでない。

附則

この要項は、平成20年4月25日から施行する。